

東京都立田無特別支援学校

清涼飲料水 自動販売機の設置事業者 募集要項

東京都立田無特別支援学校は、施設利用者の利便性向上のため、及び生徒・教職員への福利厚生の一環として、校舎内に清涼飲料水自動販売機を設置します。清涼飲料水の販売を行う自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集要項については、下記のとおりになります。

記

1 募集内容

東京都立田無特別支援学校における清涼飲料水自動販売機の設置事業者

2 設置条件

別紙「東京都立田無特別支援学校 清涼飲料水 自動販売機設置条件書」のとおり

3 日程

項目	日 程
「自動販売機設置事業者 業者選定」の希望申請期間（注1）	令和7年11月26日から 同年12月 3日まで
「自動販売機設置事業者 業者選定」の業者選定 参加業者 指名通知日	令和7年12月 4日
質問受付期間	令和7年12月 4日から 同年12月11日まで
「自動販売機設置事業者 申込提案書」提出期限	令和7年12月19日
「自動販売機設置事業者 業者選定」の結果通知（設置予定事業者の決定）	令和7年12月25日
設置予定事業者 各種書類の提出期限（注2）	令和8年 1月30日（予定・想定日）
自動販売機設置（使用許可の開始日）（契約期間は3年間とする。）（注3）	令和8年 4月 1日（予定・想定日）

注1 「自動販売機の設置事業者 業者選定」への参加を希望する場合は、電子メール若しくはファクシミリにて「自動販売機設置事業者 業者選定 参加申込書」（様式1）を経営企画室あてに提出してください。

注2 「10 その他」を参照

注3 自動販売機設置（使用許可の開始日）については、設置事業者の確定後に、自動販売機の設置に関する準備期間等を総合的に勘案して、東京都立田無特別支援学校長（以下「施設管理者」という。）と設置事業者とで協議の上、使用許可の開始日を確定させることとします。また、使用許可の開始日の確定後に、使用許可期間の満了日についても確定となります。

4 提出書類（申込提案書類）

提出部数は、各1部ずつとします。

(1) 自動販売機 設置事業者 申込提案書（様式2）

- (2) 販売品目・価格表〔様式（様式3）若しくは様式任意〕
- (3) 会社概要（様式任意）
- (4) 設置する自動販売機のカタログ（注3）
- (5) 清涼飲料水の販売品目のカタログ（注4）
- (6) 設置する回収ボックスのカタログ（注5）〔資料の用意が可能な場合は提出〕
- (7) 自動販売機の設置・販売に伴い必要となる販売許可又は認可証明書、実績の証明書（写）
（注6）（該当書類を有する場合）
- (8) 「学校名入りオリジナルラベル水」の提案資料（提案が可能な場合は提出）

注3 設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記してください。

注4 販売商品の清涼飲料水が特定できるようカタログに明記してください。

注5 設置する回収ボックスのカタログに明記してください。

「設置する回収ボックスのカタログ」は、資料の用意が可能な場合に提出してください。

注6 該当書類を有する場合に提出してください。

5 「自動販売機 設置事業者 申込提案書」の提出方法

本校経営企画室窓口まで持参、若しくは郵送（必着）にて提出

6 「自動販売機 設置事業者 申込提案書」の提出期限

令和7年12月19日 午後4時30分まで

7 質問方法

「清涼飲料水 自動販売機の設置事業者 募集要項」等について質問がある場合には、以下のとおり下記担当宛てに、質問書（様式任意）を提出してください。

(1) 質問受付期間

令和7年12月4日から同年12月11までの期間

（質問受付期間外の質問書については、回答しません。）

(2) 提出方法

電子メール・ファクシミリ・郵送等の方法で質問書（様式任意）を提出してください。

(3) 質問書への回答

電子メール・ファクシミリ等で全ての業者選定事業者に回答します。

8 設置予定事業者の決定方法等

(1) 「自動販売機 設置事業者 申込提案書」を基に、本校業者選定委員会にて応募事業者の提案内容の審査を行い、総合的評価方式にて設置予定事業者を決定します。

(2) 設置予定事業者を決定するに当たり、申込提案書を公正に審査し、応募事業者の優先順位を審議するため、「自動販売機設置事業者選定委員会」を校内に設置します。

9 結果の通知（設置予定事業者の決定結果通知）

(1) 結果の通知日：令和7年12月25日

(2) 結果の通知方法：設置予定事業者には、電子メール若しくはファクシミリにてその旨を書面で通知します。また、不採用となった場合には、電子メール若しくはファクシミリにてその旨を書面で通知します。

10 その他

業者選定の結果、設置予定事業者となった場合、以下の設置事業者の必要書類について、別途、改めて提出していただきます。

<業者選定の結果、設置予定事業者となった場合の提出書類>

- (1) 印鑑証明書（発行後3か月以内）（写）
- (2) 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内）（写）
- (3) 納税証明書〔国税（法人税）〕（写）
- (4) 納税証明書〔法人住民税（法人事業税・法人都民税等）〕（写）
- (5) 直近の貸借対照表、損益計算書（写）

<自動販売機の設置に伴う使用許可申請等の書類>

- (1) 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書
- (2) 協定書〔電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費相当額）〕
- (3) 緊急時開放備蓄型自販機に関する覚書
〔災害支援型ベンダー（災害停電時に内蔵バッテリーで稼働する機種）の取扱関係書類〕

(担当) 東京都立田無特別支援学校 経営企画室 契約担当

住所 〒188-0012 東京都西東京市南町5-15-5

電話 042-463-6262

fax 042-463-6139

電子メール S1000270@section.metro.tokyo.jp